

渋谷区立広尾中学校 令和6年度 学校経営方針

校長 川上 弘文

【教育目標】

将来の変化を予測することが困難な時代に、自らの人生を切り拓き、生涯を生き抜く力を子供たちに培っていくことが求められていることを踏まえ、以下の教育目標を定める。

- ◇自らの頭で考える生徒の育成
- ◇自分の人生をデザインできる生徒の育成
- ◇変革やチャレンジをし続ける生徒の育成

【目指す姿】

〔学 校 像〕 「未来の学校」に向けてチャレンジし続ける学校

- ◇「シブヤ未来科」の授業に、教職員・生徒・地域・協力企業が一体となりチャレンジする学校
- ◇校舎移転期間をチャンスと捉え、新たな開拓を進められる学校
- ◇小学生が「入学したい」と思えるとともに、地域が誇れる学校

〔生 徒 像〕 国際社会・情報社会に対応でき、知・徳・体をバランスよく備えた生徒

- ◇校訓「思いやり」を常に心がけ、互いの良さを認め合うことのできる生徒
- ◇探究により自己を高め、協働で互いに学び合い、生涯にわたるアクティブ・ラーナーとなる生徒
- ◇視野を世界に向けることができるとともに、心身ともに健康な生徒の育成

〔教職員像〕 「挑戦しよう」を実践できる教員、専門性が高く、迅速・丁寧に行動する職員

教員が教壇に立ち授業及び教育活動を行うに当たり次の基準を常に念頭に置くものとする。

- ◇生徒のためであるか
 - ・・・ 生徒が「広尾中に入学して良かった」と思えるよう最大の努力をする。
 - ※その行動・考えは、生徒のステップとなるか
- ◇保護者・地域の願いであるか
 - ・・・ 保護者、地域が誇りを持てる学校・学級づくりをする。
 - ※保護者が安心して子供を通わせられるだろうか、地域に温かく見守ってもらえるだろうか
- ◇教育公務員として、法に則っているか
 - ・・・ 教育に携わる公務員としての自覚を持つ。
 - ※その言動は、法律や道徳に違反していないだろうか、生徒の模範となっているだろうか
- ◇社会通念上、常識の範囲内であるか
 - ・・・ コンプライアンスを遵守し、生徒も教職員も充実した生活ができる。
 - ※その行動は、一般常識から逸脱していないか
- ◇教員として向上心を持っているか、協力体制を図れているか
 - ・・・ 慣例に捉われず、実践してみることが未来の学校と自己の向上につながる。
 - ※「チーム広尾」として一枚岩となって物事に取り組んでいるか

【経営の重点】

渋谷区教育大綱

つくろう。ちがいを活かし合える、未来の学校。

渋谷区教育大綱及び渋谷区教育目標

未来の学校で大切にす、7つの力

- ・基礎：全ての学びの土台となる、各教科の基礎的な力
- ・共感：相手と同じところを見つけて共感し、違うところにも相手の立場になって共感できる
- ・協働：個性を活かし合い、話し合いながら、チームワークを進める
- ・探究：どんな興味も大切にして、問いを見つけ、調べる、追いかける
- ・自律：必要なルールについて話し合い、必要なルールを自ら作っていく
- ・挑戦：やったことのないことをやってみる自分、友達を、讃えあう
- ・創造：変えてみる。組み合わせてみる。おもしろい、を大切にする

広尾中学校の教育目標

情報化、国際化が益々進む、変化の激しい時代をたくましく生き抜く生徒を育てることが教育に求められている。広尾中学校の教育活動は、生徒が時代を超えて変わらない価値のあるもの、時代の変化とともに変えていく必要のあるものを自らの考えにより適切に判断し、成長することにより、ちがいを力に変える街「渋谷」の中学生として、未来を大きく発展させる生徒が育つ学校づくりを行うことを踏まえ、以下の教育目標を定める。

- ◇自らの頭で考える生徒の育成
- ◇自分の人生をデザインできる生徒の育成
- ◇変革やチャレンジをし続ける生徒の育成

<渋谷区教育大綱、渋谷区及び広尾中学校教育目標を達成するための基本方針>

ア 新たな学びの実現・探究学習に関する方針

全ての生徒の力を育成するために、新たな学びを実現し、探究学習を推進する。

(ア) 生徒自らの学びに合わせて、タブレット端末を活用する授業を行い、個別最適な学びを実現する。

(イ) 探究的な学習の過程において、タブレット端末等の ICT 機器を効果的に活用して、他者と協働して課題を解決し、さらに考えを深める学習を実施する。

イ 安心・安全に挑戦できる教育環境についての方針

(ア) 規範意識を醸成し、社会生活上のルールを遵守することや責任感を養うため、基本的な生活習慣（挨拶、時間を守ること、服装、礼儀、提出物等）の指導の徹底を図る。

(イ) SNS 等によるトラブルや交通事故の未然防止を含む安全・安心な学校生活を構築する。

ウ 校務 DX（働き方改革）への取組についての方針

(ア) 職種・職層を越えての協働意識を徹底して、円滑な学校運営を推進する。

(イ) 部活動地域移行モデル校として、部活動改革を推進し、生徒が多様な選択肢の中から、興味・関心に基づくスポーツや文化活動に、生涯にわたって取り組むことができる環境を構築する。

エ コミュニティ・スクールに関する方針

(ア) コミュニティ・スクールとして、学校と保護者、地域住民が一体となって生徒を育成するために、地域学校協働本部を設置し、学校支援体制を強固なものにしていく。

(イ) 学校運営の改善・充実を図るために、学校評価や学校関係者評価を実施し、学校運営協議会に諮ることを通して、これらの評価を適切に活用する。

オ 特色ある教育活動についての方針

(ア) 生徒が、未来に生きる個人として、変化の激しい時代を生き抜く先進的で柔軟な考えを育むために特色ある教育活動（中高連携教育、オリンピック・パラリンピック教育、地域人材を活用した教育等）を実施する。

【教育活動充実のための重点事項】

1. 各教科「学力の向上に向けて」

- (1) すべての教科において、タブレット端末等の ICT 機器を効果的に活用し、生徒が各教科に対し、興味・関心をもち、主体的に学習を進めていける「分かる授業」を展開するとともに、家庭学習を啓発していく。また、授業のハイブリッド化や学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を活用した（1 単位時間 30 分以上の起動）生徒主体の新たな学びを展開し、校外学習等、活用できる場面を多く設定することで、探究学習の充実や学習履歴等の教育データを活用し、グローバル社会を生き抜くために必要な力を育成する。また、コミュニケーションツールを活用した協働的な学び（他者の考え等を吟味し、自分の考えを深めたり発展させたりする学習活動を単元の 1/2 以上の授業で実施）を推進する。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、タブレット端末等の ICT 機器を有効活用した「授業改善」に取り組み、各教員が年間 1 回以上の研究授業を行う。その実現に向け、学習履歴や HACHI アプリを活用した生徒本人による学習の振り返り、教育データ等を活用し、セルフラーニングや他者の考え等を吟味することなどを通して、自分の考えを深めたり発展させたりする学びを推進する。
- (3) 数学科・外国語（英語）科において、習熟度別少人数指導を行い、生徒の実態に応じた授業を行うとともに、生徒一人一人対し、指導する時間の確保、方法の工夫、ICT 機器の活用等を行うことにより、基礎的・基本的な力を確実に定着させ、協働的な学び、多様で適切な学びの充実を図る。特に、数学科においては、STEAM 教育（プログラミング教育、kidsVALLEY 事業）を推進する。
- (4) 外国語（英語）科において、グローバル社会で活躍する力の育成のため GTEC、ALT、ElsaSpeak 等を活用してグローバル化に対応した英語教育の充実を図る。
- (5) 毎朝の読書時間や国語科におけるブックトーク等の読書活動を充実させることで、読解力や表現力を伸長するための基盤づくりを行う。また、生徒がタブレット端末を活用し「自ら調べ、考える」学習の充実を図る。
- (6) 保健体育科において、外部講師によるがん教育（1 単位時間以上）を推進し、健康と命の大切さを学ぶ学習の充実を図る。
- (7) TLD を実施し、個々の教員が開発した教材や新たな学びの実践例をデータベース化したシブサイトの活用により、新たな学びを展開していく授業力の向上を図る。
- (8) 個に応じた指導（補充学習、「まなび〜」、「広尾アフタースクール」）を行うため、教員のみならず、外部人材を積極的に活用する。

2. 都市型中高連携校及び近隣大学との連携

- (1) 広尾 Ship として、東京都立広尾高等学校との中高連携交流会、授業体験、部活動体験、総合学習発表会、生徒同士の交流活動等を行う。
- (2) 中高連携入学者選抜の生徒・保護者への周知、広尾高校入学者への事後指導等計画的・組織的な対応を行う。
- (3) 近隣大学との連携（國學院大学、実践女子大学、青山学院大学、日本赤十字看護大学）を行い、留学生との交流（異文化理解、多様な価値の理解）、アカデミックな授業の体験（大学教授等による授業や講演会の企画）、「まなび〜」、「広尾アフタースクール」における大学生を中心に個別の学習を展開、部活動、行事のサポート等の協力体制を構築する。
- (4) 「学校と家庭の連携事業」における連携として、大学教授をスーパーバイザーに迎え、学部生及び院生に支援員として協力体制を構築する。

3. 「特別な教科 道徳」

- (1) 特別の教科道徳を道徳教育の要として位置付け、担任や副担任が協力して、教材・指導法を検討し、生徒の内面に響くとともに、生徒が考え、議論し、葛藤する資料を利用して道徳指

導を行う。指導にあたっては、本校の校訓でもある「思いやり」の心、公德心、自他の生命尊重や自尊感情などの道徳性に重点を置く。

- (2) オリンピック・パラリンピック教育において育んできたレガシーとしての視点も踏まえ、多様な価値や多様性の理解、社会とのつながりを大切にした教育活動を引き続き展開する。また、自国や郷土「しづや」の伝統や文化を理解し、より深く知り、関わることで、誇りや愛着をもち、未来の渋谷を創造する担い手を育成する。
- (3) 人権を尊重する基本的な精神を養うための、女性、子供、高齢者、障がいのある人、外国人、LGBTQ、同和問題、インターネットによる人権侵害等の個別の人権課題を取り上げ、正しい理解と認識を深める。また、教職員の研修会を定期的実施し、教職員の人権感覚を高める。
- (4) いじめ防止、規範意識、思いやり、自他の生命を尊重する態度の育成に向け、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、学年ごとに内容項目を決めて意図的・組織的・系統的な指導を行う。
- (5) 職場体験学習、ボランティア活動、中高連携教育活動及び地域美化活動等の体験的な活動を適切に取り入れ、豊かな心を育み、生徒の内面に根ざした道徳教育の充実を図る。
- (6) 道徳授業地区公開講座（7月）に向けて、日頃より学校だよりや学年だより等により保護者・地域の方々に、学校での道徳に関する取組を発信し、指導内容について共通理解を図る。道徳授業を公開し、意見交換会等を実施することにより、「共に育てる」をテーマに、協力して指導していく体制を整えるとともに、地域ぐるみで生徒の健全育成を進めていくことで、役割分担をしながら効果的な指導の充実を図る。

4. 総合的な学習の時間

- (1) 「中高連携教育」、「防災教育」を中心に、探究的な見方・考え方の視点を入れ、横断的・総合的な学習を行う。また、生徒が安全上の課題について、自ら考え主体的に設定し、情報を集め、整理・分析しまとめ、表現することができるようにする。
- (2) 薬物乱用防止教室（3月）を実施し、様々な誘惑や非行等から自分を守り、薬物乱用を起こさないための基本的な知識を養うことができるようにする。
- (3) 「国際理解」、「環境」、「福祉」、「職業」、「自己の将来」等のテーマを中心に、各学年で指導内容を検討し、生徒が自己の課題として受け止め、主体的に取り組めるよう道徳科や特別活動と関連付けながら実施していく。
- (4) シブヤ未来科を通して探究の充実を図る。各学年年度当初に探究基礎に取り組み、1年「地域課題とSDGs」、「職場体験を通じた自己実現」、2年「校外学習を通して」「職業、生き方について」、3年「修学旅行を通して」「キャリアデザイン」をテーマにチームプロジェクトとして自ら地域の課題・問題を探究する。生徒一人一人が自ら設定した課題を各自で探究するマイプロジェクトの育成を目指す。また、解決の方策を考え、発信し、それに対して寄せられた意見・感想を基に更に考えを深める活動や教科横断的な探究学習を通して、「渋谷シティプライド」の醸成を図る。年間指導計画は教科横断的な視点（合科的な視点）を踏まえ、作成する。

5. 特別活動

- (1) 様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、「共生」の精神を育むようにするとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活をし、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。また、規範意識を醸成し、社会生活上のルールの遵守や責任感を高める指導を行う。
- (2) 学校生活をよりよくするための課題を見出し、話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践するなど、学級での取組を充実させ、小学校からの積み重ねや経験を生かし、それをさらに発展できるように工夫する。
- (3) 学校生活や思春期特有の不安や悩みに向き合い、乗り越えようとする気持ちを支援するために、年間2回の「はーとふる週間」を設け、教職員との面談をすることで、生徒一人一人が

学校生活に適応し、希望と目標をもって生活できるようにしていく。また、Hyper-QU テストを実施するとともに、その分析を行い指導に生かす。

- (4) 学級や学年の活動、生徒会活動、学校行事などにおいて、生徒一人一人が認められる場面を設定し、「君はどこかでヒーローヒロイン」の活動を積極的に行う。
- (5) 生徒会活動では、生徒会本部－中央委員会－各専門委員会－各学級という組織を生かし、生徒会活動の計画と運営を生徒自らの手で行うことで活力ある学校生活にする。さらに「気付き・考え・実行」のサイクルを重視し、自主的・自発的な活動ができるようにする。生徒の自主的な活動を推進するために、生徒会朝礼・学年朝礼等で生徒の活動の場を増やして、リーダーの育成に力を入れる。
- (6) 妙高高原スキー移動教室（2年）、校外学習（1年・2年）、修学旅行（3年）など様々な体験活動を通して、社会性や規範意識、自然や文化を大切にする態度、コミュニケーション能力を育む。

6. 特別支援教育

- (1) 特別支援教育推進委員会（校内委員会）を毎週設定し、特別支援教育コーディネーターを中心に、生徒に関する情報交換を行い、スクールカウンセラーの意見も踏まえ、インクルーシブ教育システムの充実を図り、今後の対応策を検討していく。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心に個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、担任、スクールカウンセラー、特別支援教室拠点校の巡回指導教員及び学習支援員等が連携して、授業等において適切な支援・指導を行う。
- (3) 特別支援教室拠点校の巡回指導教員と連携を図り、特別支援教室等を利用し、支援を要する生徒への学習支援を充実させる。
- (4) アセスメント資料や ICT 機器等を活用し、個に応じた多様な支援を行うため、特別支援教育専門員や外部機関との連携を図りながら、研修の充実を図り、教員の資質・能力を高める。
- (5) 特別支援教室の指導を充実させ、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、渋谷区「交流及び共同学習」ガイドラインの活用を促し、通常の学級と特別支援学校との副籍交流の実践を推進する。

7. 生活指導

- (1) よりよい学校生活づくりに、生徒が主体的に取り組むことができるよう、生徒会朝礼の実施、学校生活に対するアンケートの実施と結果分析・周知等の取組、小中連携の取組等（年2回以上）の生徒会活動の活性化を図る。
- (2) 渋谷区いじめ防止等対策推進条例や渋谷区いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ対策委員会」を設置し、週時程に位置付けて会議を開き、生徒情報を共有し、いじめを防止するとともに、必要が生じた時には速やかに対応する。また、関係諸機関と連携する場合は、「学校いじめ対策委員会」を中心として「学校サポートチーム」を組織し、連携して解決に当たる。さらに、学校生活アンケート等（隔月実施）の教育データを活用し、子供たちの SOS を素早くキャッチして、諸問題の早期発見・早期対応に努める。いじめ防止に向けた授業及び校内研修を長期休業明け（4月、9月、1月）に年間3回行う。また、SNS 等による誹謗・中傷への指導などの「いじめ防止の取組」の充実を図る。
- (3) 生徒の状況に応じた継続的な指導を充実させるため、「スクールカウンセラー連絡会」を開催し、生徒に関する情報の共通理解を図る。特に、生活指導上の課題や学校不適応、不登校の課題を抱えている生徒に対しては、保護者や関係諸機関と連携を図りながら、教育ダッシュボードから得られた情報、登校支援シート等を活用し個に応じてきめ細かく対応し、その解決を図る。また、自分の気持ちや感情を表現できるようにするために、7月までに「SOS の出し方に関する教育」等に関する学習を各学年ともに1単位時間以上実施する。
- (4) セーフティ教室（12月）を実施し、ハイテク犯罪被害防止や情報リテラシーの向上を図る。特に SNS の利用について重点を置くとともに、保護者がセキュリティに関する意識、知識、

技能が高まるよう、関係機関や民間企業との連携を図る。さらに「SNS 東京ルール」を参考にし、生徒たちで話し合い作成した「SNS 広尾中ルール」の見直しを図りながら、時代の流れに沿った指導を行う。

- (5) 情報リテラシーの育成を図り、将来、社会のためにデジタル技術を適切且つ積極的に活用できる能力を育てるデジタルシチズンシップ教育の充実を図る。

8. 進路指導

- (1) 将来にわたる生き方を生徒が主体的に考え、自己実現を図ることができるよう、中高連携教育の取組を計画し、自身のこれからの生き方についての考えを深め、進路選択への意欲を高めるなど、3年間を見通して発達段階に応じた指導を意図的・計画的に行う。
- (2) 望ましい職業感や勤労感を育成し、将来の夢や希望を抱かせるようにするため、キャリア教育を各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の中で計画的・系統的に推進する。また、保護者や地域と連携した職業調べや職場体験学習（連続3日）、上級学校訪問等を行う。

9. 創意ある教育活動

- (1) 「中高連携教育校」として、「広尾 ship の時間」（1年は広尾高校探検、2、3年は意見交流会）、高校「人間と社会」（1年は部活動体験、2年は授業体験）による学習を行い、3年間の活動を通して高校生活について理解を深めるとともに、将来について考えさせる機会を設け、目標をもって学校生活できるようにする。
- (2) 「はーとふる活動」として、「はーとふるウィーク」（生徒が希望した教員と面談する週間）、「君はどこかでヒーローヒロイン」（生徒同士でよいところを認め合う活動）を行うことにより、互いの人格を尊重し合い、生徒と教員、生徒同士の信頼関係を強くすることができるようにする。年度始めのガイダンスなどで十分説明を行い、生徒や教員の意識を高める。
- (3) 「防災教育」は、あらゆる場面を想定した「避難訓練」を実施するとともに、渋谷防災キャラバンに参加し、防災について考える機会を設け、応急処置等の災害時に必要な技能を身に付けるなど、地域と協力して、生徒の実践的な危機対応能力、危険回避能力を養う。また、「防犯教育」は、自転車安全に関する教育を実施し、自転車安全教室や自転車保険に関する指導の徹底を図る。
- (4) 朝読書を充実させ、学校図書館専門員を効果的に活用し、読書活動の充実を図る。また、生徒がタブレット端末を活用し、「自ら調べ、考える」学習の充実を図る。
- (5) 学校公開やホームページ、Home&School（出席機能の活用）等による広報活動を取り入れ、学校教育に関する情報公開を行うとともに、ペーパーレス化を図り、働き方改革を推進する。
- (6) コミュニティ・スクールの推進を図り、「区民のひろば」への参加に向けた活動の充実を図る。

10. 家庭（保護者）との連携

- (1) 共に生徒の健全な成長を願う立場にあることを理解し、協力・連携した教育を行う。
- (2) 学校・学年・学級の教育方針を、学級だより、保護者会等を通してわかりやすく発信する。また、緊急的・必要的事項が発生した際は、臨時保護者会等を開催するとともに、説明を行い、理解と協力を得る。
- (3) 基礎的・基本的生活習慣については、家庭の役割の重さを明確にし、協力を依頼する。
- (4) 生活指導及びけがに関する保護者への報告は、迅速かつ誠実に連絡・対応する。
- (5) P T A本部と連携し、P T A活動の工夫を行い、生徒の健全育成を図るために活動への参加や協力を依頼する。また、学年や学級単位での保護者会等の開催も行う。

11. 地域との連携

- (1) 学校や地域を愛する団体等から推薦された委員で組織する学校運営協議会の責任の下、学校支援本部をつくり、学校教育への参画、分担、支援を具体的に実施する。
- (2) 地域行事等への生徒の参加を推進するとともに交流を深め、開かれた学校づくりを行う。

12. 小中連携教育

- (1) 関係小学校と、学校行事、地域行事等で共に活躍できるように連携を図る。
- (2) 学習進度、タブレットの活用状況について情報交換を行い、学習進度について関係小学校との接続を図り、中1ギャップの解消に努める。
- (3) 小中連携の日、部活動体験等を通して、小学生との交流を図り、本校入学後に速やかに教育活動に取り組めるように努める。

13. 研修

- (1) TLD（ティーチャーズラーニングデイ）を年間計画に組み込み、教員の指導力向上、自己研鑽等に努める。
- (2) 悉皆研修のみならず、教職員研修センター等における研修に参加し、本校の課題や学習指導要領のねらいに沿った研修を推進する。
- (3) 職層に応じた研修に努め、組織的な校内OJTを推進する。
- (4) 校内OJTの見える化（チューター制度）の導入により、若手教員が存分に力を発揮できるようにする。

14. 給食

- (1) 栄養バランスの取れた給食を提供することにより、生徒の健やかな成長を助けるとともに、食育だより、給食掲示板等を活用して「食」に関する知識・理解を深める。
- (2) 衛生面についての管理を徹底するとともに、アレルギー面談等を確実に実施し、事故のない安全・安心な給食を実施する。
- (3) 渋谷ワンダフル給食プロジェクトを通して、生徒がより一層楽しみな給食を提供するとともに、調理方法等にも興味・関心をもたせる。

15. 事務・用務

- (1) 管理職、教員、事務職員、用務職員が連携し、教育活動に取り組む。
- (2) 学校徴収金等の保護者の負担軽減に努めるとともに学年会計等の適正処理について、渋谷区発「学校徴収金取扱いマニュアル」に則り、会計事故の未然防止に取り組む。
- (3) 学校予算の計画的で適正な執行を図る。校舎改築に向けた計画的な取組。
- (4) 校舎内外の修繕や清掃美化を計画的に進め、安全かつ快適に過ごせる環境づくりを行う。

16. サービスの厳正等

- (1) 教育公務員としての自覚を持ち、サービスの厳正に努めるとともに、生徒の模範となる言動を行う。
- (2) 主幹教諭を校内コンプライアンスリーダーとして設置するとともに、管理職、コンプライアンスリーダー及び学年主任によるコンプライアンス推進委員会を組織し、サービス事故未然防止に向けた組織的な研修を行う。